

二本松市市民交流センターの指定管理者候補者の選定結果について

1 施設の名称

二本松市市民交流センター

2 指定管理候補者

団体名 特定非営利活動法人 まちづくり二本松

代表者 理事長 大河内 宏明

所在地 二本松市本町一丁目60番地1

3 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 選定経過

【1】募集

(1) 公募要領配布 令和3年7月30日から令和3年8月16日

(2) 現地説明会 令和3年8月25日

(3) 申請受付期間 令和3年9月7日から令和3年9月17日

【2】申請団体数 1団体

【3】審査経過

(1) 第1回選定委員会 令和3年 7月15日

(2) 第2回選定委員会 令和3年10月 5日

(3) 第3回選定委員会 令和3年10月26日

【4】選定方法

(1) 事務局による形式的審査

(2) 選定委員会による総合的審査

【5】審査結果及び評価結果

(1) 事務局における形式的審査を行い、応募資格の確認、提出書類の不備がないか等の確認を行った。

(2) 選定委員会において、選定基準に基づき申請内容を評価し、総合的審査を行った。

(選定基準・評価結果)

選定基準	審査項目	まちづくり 二本松	配点
市民の平等な利用が確保されるものであること。	ア 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	25	35
施設の適切な維持管理を図ることができるものであること。	ア 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	71	105
	イ 施設の維持管理の効率性		
施設の効用を最大限に発揮できるものであり、市民サービスの向上を図ることができるものであること。	ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	112	175
	イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
施設管理費の縮減が図られるものであること。	ア 施設の管理運営に係る経費の内容	88	140
	イ 応募者の提案金額		
安定した管理に必要な人的・物的能力を有していること又は確保する見込みがあること。	ア 安定的な運営が可能となる人的能力	66	105
	イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤		
管理運営の方針等の総合的な事項	ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針	92	140
	イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性		
合 計		454	700

※審査配点700点（委員7名×100点）中454点で平均64.9点である。

【6】選定理由

二本松市市民交流センターの指定管理者候補者の選定にあたっては、1団体から応募があった。公の施設の指定管理者候補者選定委員会において、申請のあった事業計画書等について二本松市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条及び二本松市市民交流センター指定管理者候補者の選定基準に基づき、総合的に評価し審査を行った。その結果、平均点が最低基準点の目安としている60点を超過していることから、最終的に上記団体が指定管理者候補者として適格性を有すると判断した。